

第95号議案

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和7年6月26日

品川区長 森 澤 恭 子

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年4月10日および同年5月15日下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

記

和解および損害賠償額の決定について

庁有車運行中に起きた自動二輪車との接触事故について、次のとおり、和解し、損害賠償額を決定した。

1 事故の概要

令和5年6月9日大井第一地域センターの職員が運転する庁有車が、品川区北品川二丁目17番先の路上で、車線変更の際、後方の安全確認を怠り、走行してきた自動二輪車に接触したため、当該自動二輪車の運転手が脊柱の変形による後遺障害等を負った。

2 示談の内容

損害賠償金を品川区が支払い、以後本件に関し、双方とも裁判上、裁判外を問わず何ら異議申立てをしないことを確約する。

3 相手方および損害賠償額

(1) 運転手

430万7,795円（治療費（保険給付以外）および慰謝料）

(2) 保険者

212万4,300円（保険給付相当分）

（説明）庁有車運行中に起きた自動二輪車との接触事故に関する和解および損害賠償額の決定について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分をしたので、これを報告し、承認を求める。